

子ども虐待防止

のしおり

- 近所の親子の様子が虐待ではないかと気になる方・・・
- 子どもへの虐待に悩んでいる保護者の方・・・

# 虐待かな？

すぐに電話してください！！

あなたの通報が子どもを守ります

(秘密は守ります)

大島町

# 子どもへの虐待とは

こんなことが虐待です・・・

## 身体的虐待

- ・ 殴る、けるなどの暴力
- ・ タバコの火などを押し付ける
- ・ 逆さづりにする
- ・ 戸外に長時間締め出す など

## 性的虐待

- ・ 子どもにわいせつな行為をしたり、させたりすること
- ・ ポルノグラフィーの被写体などを子どもに強要する など

## 心理的虐待

- ・ 無視、拒否的な態度
- ・ 罵声を浴びせる
- ・ 配偶者間の暴力を子どもに見せる
- ・ 言葉によるおどかし、脅迫 など

## ネグレクト（養育の放棄又は怠慢）

- ・ 適切な衣食住の世話をせず放置する
- ・ 乳幼児を家に残したままたびたび外出する
- ・ 家に閉じ込める（学校等に登校させない）
- ・ 病気なのに医師に見せない など

# 虐待のサイン（兆候）

## 子どもの様子・・・

- 不自然な傷が多い
- 人の顔をうかがい、オドオドビクビクしている
- 過度に緊張し、警戒心が強い
- 無表情、笑わない など

## 親の様子・・・

- 子どもがけがをしたり、病気になっても、医者に見せようとしない
- 小さな子どもを置いたままで、たびたび外出している
- 子どもを家に閉じ込め、全く外に出さない
- 地域の中で孤立している など

— 虐待は子どもたちに深刻な影響を与えます —

- ★発育・発達の遅れなどの影響が出る。
- ★情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状があらわれる。
- ★他人とのコミュニケーションがうまくとれず、様々な問題行動を引き起こす。
- ★成長するにつれて極度の自己嫌悪や自殺願望、アルコールや薬物への依存に結びついたり、次の世代に引き継がれていくこともある。

— 虐待をする親たちの背景には —

- 子育ての悩み
- 周囲からの孤立
- 家庭の不和
- 経済的な問題
- 親自身が虐待を受けて育った

など、様々なストレスや葛藤があり、苦しんでいても助けを求められずにいます。親を非難するだけでなく、家族を支援していく必要があります。

**虐待を疑うことは、親を告発することではなく**

**親子への援助のはじまりです**

**迷わず相談・通報を！**

- 子どもの虐待を発見した場合は、すべての人に通告義務があります。  
通告者や内容を親などに教えたりすることはありません。
- 虐待かどうかの判断は、児童相談センターが行います。  
虐待にあたらな場合でも、相談・通告した人の責任は問われません。

# 大島町要保護児童支援ネットワーク

子ども・家庭・地域住民・関係機関

相談・通告

相談・通告

大島町子ども家庭支援センター  
(要保護児童対策地域協議会)

連携・調整

東京都児童相談センター  
大島警察署

連携・調整

連携・調整

## 関係機関

民生委員・児童委員・大島支庁福祉係（福祉事務所）  
医療センター・保健所・けんこうセンター・学校・保育園  
教育委員会・社会福祉協議会・人権擁護委員 など

大島町子ども家庭支援センター	04992-2-2381
大島町役場福祉けんこう課	04992-2-1471
東京都児童相談センター	03-3208-1121
児童相談所全国共通ダイヤル	0570-064-000